

## 神崎町住宅リフォーム補助金 Q & A

Q. 既に終わったリフォーム工事や現在リフォーム中の住宅は対象になりますか。

A. 対象となりません。必ず着工前に申請が必要です。

Q. 町外業者が行う工事は対象となりますか。

A. 対象となりません。神崎町内の業者（法人・個人）が施工する工事に限ります。

Q. 店舗や事務所は対象になりますか。

A. 対象となりません。ただし、店舗併用住宅の場合は、居住占有部分のみ対象となります。

Q. 店舗併用住宅で店舗部分を居室に変えるリフォーム工事は対象となりますか。

A. 居室に変更する場合は対象となりますが、逆の店舗に変更する場合は対象となりません。

Q. 外構工事は対象になりますか。

A. 対象となりません。ただし、玄関入口に係る段差解消工事や手すりの設置などのバリアフリー化は対象となります。（対象外例：塀、門、物置、車庫等）

Q. 庭にウッドデッキをつくりたいのですが対象になりますか。

A. 外構工事となりますので、対象となりません。

Q. 現在の住宅を全て取り壊して改築する場合は対象になりますか。

A. 対象となりません。ただし一部の取り壊し及び改築は対象となります。

Q. 増築工事は対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、離れ（棟別）の増築は対象となりません。

Q. 新築工事は対象になりますか。

A. 対象となりません。

Q. 過去に1度申請し交付を受けているが、また申請することはできるのか。

A. できません。1回限りの申請となります。

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象経費（税込）に補助率10%を乗じた金額で、上限30万円となります。  
ただし、補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります。

Q. 所有が共有名義の場合、申請者は誰になりますか。

A. 共有者のうち、いずれかが申請者となります。また、共有者の委任状の提出が必要です。

Q. 施工業者による代理申請は可能ですか。

A. 可能です。ただし、補助金交付申請書の申請者欄は申請者本人が記載してください。

Q. 交付申請書を提出しましたが、工事着工はいつすればいいですか。

A. 交付決定後です。交付決定通知書を発送しますので到着後に着工してください。

Q. 申請後、工事の内容が変更になりましたが何か手続きは必要ですか。

A. 変更等承認申請書を提出していただきます。

Q. 当初の見積金額より実際の費用が値引き等により減額した場合でも、交付決定額は交付されますか。

A. 実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額は減額されます。また、経費の変更になりますので、変更等承認申請書を提出していただきます。

Q. 年度内に工事が完了できなくなりましたが補助金は交付されますか。

A. 交付されません。また、事業の中止になりますので、変更等承認申請書を提出していただきます。

Q. 実績報告書はいつまでに提出が必要ですか。

A. 工事完了後1か月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

Q. 現地確認はありますか。

A. 実績報告書の提出後に現地検査を行います。

Q. 当事業に係る手続きの一連の流れはどうなっていますか。

A. ①施工業者見積徴収 ⇒ ②交付申請書提出 ⇒ ③交付決定通知  
⇒ ④工事着工・完了 ⇒ ⑤実績報告書提出 ⇒ ⑥確認検査  
⇒ ⑦交付確定通知 ⇒ ⑧請求書提出 ⇒ ⑨補助金交付